# 公　　示

令和７・８年度において東海農政局が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等（以下「建設工事等」という。）の契約に係る一般競争及び指名競争に参加する者に必要な資格を定めたので、その基本となるべき事項及び一般競争及び指名競争に参加しようとする者（建設工事における共同企業体を含む。）の資格審査の申請の時期及び方法について、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下、「予決令」という。）第 72 条第４項の規定に基づき、令和７年 12 月 26 日付け官報による公示のほか次のとおり公示する。

なお、令和７・８年度の資格を既に付与された者については、本公示に基づく資格審査を改めて受ける必要はない。

令和７年 12 月 26 日

東海農政局長　　秋葉　一彦

１．契約種類別の希望種別区分は、下記に掲げるものとする。

なお、これらの業種の区分については、別紙の業種別区分表に掲げるとおりとする。

記

| 契　約　の　種　類 | 建　　設　　工　　事　　等　　の　　種　　別 |
|---|---|
| １．建設工事契約 | 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「建設業法」という。）第２条に規定する建設工事に関する契約 |
| ２．測量・建設ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ等契約 | 調査、測量及び設計に関する契約 |

２．一般競争（指名競争）に参加する者の資格に係る基本となるべき事項

（１）　資　格

ア　予決令第 70 条に該当する者は、有資格者としない。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

イ　「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事)」又は「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等)」（以下「申請書」という。）及び審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者又はこれを代理人、支配人その他の使用人として使用する者は、有資格者としない。

ウ　経営状態が著しく不健全であると認められる者は、有資格者としない。

エ　予決令第 71 条第１項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者は、有資格者としない。

オ　建設業法第３条の規定による許可及び同法第 27 条の 23 第２項に規定する経営事項審査（随時の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請にあっては経営事項審査の告示第一の一の２に規定する審査基準日が一般競争（指名競争）参加資格審査の申請をする日の１年７月前の日より後のものに限る。以下「経営事項審査」という。）を受けていない者は、有資格者としない。

カ　共同企業体を構成する者のいずれかが上記アからオの規定に該当するときもまた同様とする。

キ　測量・建設コンサルタント等の営業に関し、法律上必要な資格を有していない者は、有資格者としない。

（２）　資格審査

一般競争及び指名競争に参加する者に必要な資格は、次に掲げる事項について審査した結果を総合的に評価して、契約の種類別に必要な等級に区分して、これを発注の標準となる契約予定金額と対応させて定めるものとする。

ア　建設工事契約

（ア）　建設業法第 27 条の 23 第２項及び第３項の規定により国土交通大臣が定める項目ごとの同条第１項の経営に関する客観的事項

（イ）　専門技術者の状況

（ウ）　東海農政局における工事成績

イ　測量・建設コンサルタント等契約

（ア）　年間平均測量等実績高

（イ）　自己資本額

（ウ）　流動比率

（エ）　営業年数

（オ）　専門技術者の状況

（カ）　東海農政局における測量等施行成績

３．申請の方法

（１）　申請書の入手方法

地方農政局所定の申請書は、次のホームページアドレスから入手することができる。

https://nnppi.maff.go.jp/r7_8_guide.html

（２）　申請書の提出方法

申請書を提出する場合は、申請書に次に掲げる書類を添付し、本社（店）が東海農政局管内に所在する場合、下記（３）の提出場所に郵送すること。（ただし、記載内容に訂正又は疑義が生じた場合は、再提出や説明を求めることがある。）（書留郵便に限る。以下同じ）。

ア　　建設工事契約

（ア）　営業所一覧表

（イ）　建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 21 条の４に規定する総合評定値通知書の写し（平成 20 年１月 31 日付け国土交通省告示第 85 号第一の四の１（一）に規定する雇用保険（以下「雇用保険」という。）、（二）に規定する健康保険（以下「健康保険」という。）及び（三）に規定する厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という。）の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該未加入の保険について「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証する書類）

（ウ）　業態調書

（エ）　納税証明書の写し（国税通則法施行規則（昭和 37 年大蔵省令第 28 号）別紙第９号書式その３又はその３の２若しくはその３の３）

（オ）　共同企業体等調書（経常建設共同企業体）

（カ）　共同企業体協定書の写し（経常建設共同企業体）（任意様式）

（キ）　申請者が合併新設会社又は合併存続会社等で合併後５年未満の場合には当該事実を証明する書類

（ク）　グループ経営事項審査及び持株会社化経営事項審査の結果に基づく申請の場合には企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書

（ケ）　行政書士等による代理申請による場合には委任状

イ　　測量・建設コンサルタント等契約

（ア）　測量等実績調書

（イ）　技術者経歴書

（ウ）　営業所一覧表

（エ）　財務諸表類

（オ）　登記事項証明書（法人の場合）又はその写し

（カ）　登録証明書等（営業に関し、法律上必要とする登録の証明書又はこれの写し）

（キ）　納税証明書の写し（国税通則法施行規則別紙第９号書式その３又はその３の２若しくはその３の３）

（ク）　行政書士等による代理申請による場合には委任状

（３）申請書の提出場所及び問合せ先

〒４６０－８５１６
愛知県名古屋市中区三の丸２－６－２
電話番号　０５２－２０１－７２７１（代表）
東海農政局農村振興部設計課調整係 内線　７２２２

（４）　申請書等の作成に用いる言語等

①　　申請書等は、日本語で作成すること。なお、外国語で記載のその他の書類は、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

②　　申請書等中の金額については、外国貨幣額にあっては、出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に規定する外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。

４．一般競争（指名競争）に参加しようとする者の申請の時期

定期受付期間終了（令和７年１月 15 日）後、随時で受付を行っている。なお、令和８年度当初からの資格付与を希望する者は、令和８年２月２日から令和８年２月 27 日（当日必着）までの間に、上記３の（３）の提出場所に郵送すること。

５．資格審査結果の通知

資格がある場合は、必要な情報を次のホームページに掲載することにより通知するものとする。

（１）建設工事契約

https://nnppi.maff.go.jp/publish/comlist/kensetu_top.html

（２）測量・建設コンサルタント等契約

https://nnppi.maff.go.jp/publish/comlist/consul_top.html

資格がない場合は、文書により通知（郵送）する。

６．資格の有効期間及び更新手続

（１）競争参加資格の有効期間

資格を付与されたときから令和９年３月 31 日までとする。

（２）有効期間の更新手続

上記６の（１）の有効期間の更新を希望する者は、令和８年 10 月以降に令和９・10 年度に係る競争参加者の資格に関する公示を予定しているので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

７．競争参加資格を有する者の名簿の閲覧場所

上記３の（３）の「申請書の提出場所及び問合せ先」に同じ。

別　　紙

# 業　種　別　区　分　表

1．建設工事契約

| 業　種　の　区　分 | 内　　容 |
|---|---|
| 1 土木一式工事 | 土木工事業 |
| 2 建築一式工事 | 建築工事業 |
| 8 電気工事 | 電気工事業 |
| 9 管工事 | 管工事業 |
| 11 鋼構造物工事 | 鋼構造物工事業 |
| 13 舗装工事 | 舗装工事業 |
| 17 塗装工事 | 塗装工事業 |
| 20 機械器具設置工事 | 機械器具設置工事業 |
| 22 電気通信工事 | 電気通信工事業 |
| 24 さく井工事 | さく井工事業 |
| 99 その他工事 | 大工工事業、左官工事業、とび・土工・コンクリート工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、造園工事業、建具工事業、水道施設工事業、消防施設工事業、清掃施設工事業、解体工事業 |

2．測量・建設コンサルタント等契約

| 業　種　の　区　分 | 内　　容 |
|---|---|
| 71 測量 | 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第３条に規定する測量業務 |
| 72 土地家屋調査 | 土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）第３条に規定する土地家屋調査業務 |
| 73 建設コンサルタント | 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 19 条第３号に規定する建設コンサルタント業務 |
| 74 建築士事務所 | 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条による登録を受けて行う建築士事務所業務 |
| 75 計量証明 | 計量法（平成４年法律第 51 号）第２条に規定する計量証明業務 |
| 76 地質調査 | 地質調査業者登録規程（昭和 52 年４月 15 日建設省告示第 718 号）第２条に規定する地質調査業務 |
| 77 補償コンサルタント | 補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年９月 21 日建設省告示第 1341 号）第２条に規定する補償コンサルタント業務 |
| 78 その他 | その他の業務 |